

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、**マイナンバーが記載されていないもの**を提出してください。

※②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人 (法人) 代表者用)			
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	○○年(ケ,ヌ)第○○号	物件番号 ○○ 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。		
(陳述書作成日)令和 ○○年 ○○月 ○○日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒○○○-○○○ 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社○○○○
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ○○○○ 代表取締役 ○○○○ (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所花巻支部執行官室(☎0198-21-1502)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月26日  
 盛岡地方裁判所花巻支部  
 裁判所書記官 安 海 ちひろ

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月13日 午前 9時00分から 令和 8年 4月20日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月22日 午前10時00分 場 所 盛岡地方裁判所花巻支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月13日 午後 1時00分 場 所 盛岡地方裁判所花巻支部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月26日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





物 件 目 録

- 3 所 在 北上市常盤台四丁目  
地 番 181番6  
地 目 宅地  
地 積 281.63平方メートル
- 4 所 在 北上市常盤台四丁目 181番地6  
家屋 番号 181番6  
種 類 居宅  
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
床 面 積 68.73平方メートル



## 物 件 明 細 書

令和 8年 3月 5日

盛岡地方裁判所花巻支部

裁判所書記官 安 海 ちひろ

---

---

1 不動産の表示

【物件番号3, 4】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号3】

地役権

範 囲 南側部分142・85平方メートル

要役地 北上市さくら通り四丁目13番

地役権図面第331号

設定日 平成19年11月29日

目 的 ①土地所有者は次の行為をしないこと。

送電線の最下垂時における電線から3・6メートル以内の範囲に入る高さの建造物の築造、工作物の設置および竹木の植栽

送電線の設置・保守等に支障となる土地の形質変更等の行為  
爆発性・引火性を有する危険物の製造・取扱いおよび貯蔵

②地役権者が、電線の支持物を除く送電線を設置すること、その設置・保守等のため土地に立入ること、ならびに前記

①に違反する竹木および工作物を直ちに伐採または撤去すること。

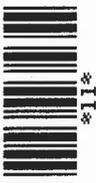
---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号4】

本件所有者が占有している。



---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。（このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。）



物 件 目 録

- 3 所 在 北上市常盤台四丁目  
地 番 181番6  
地 目 宅地  
地 積 281.63平方メートル
- 4 所 在 北上市常盤台四丁目 181番地6  
家屋 番号 181番6  
種 類 居宅  
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建  
床 面 積 68.73平方メートル



令和7年(又)第12号  
令和7年12月10日受理  
令和8年1月26日提出

## 現況調査報告書

物件3、4

盛岡地方裁判所 花巻支部  
執行官 糠盛 誠一郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |                  |
|---|-------|------------------|
| 3 | 所 在   | 北上市常盤台四丁目        |
|   | 地 番   | 181番6            |
|   | 地 目   | 宅地               |
|   | 地 積   | 281.63平方メートル     |
| 4 | 所 在   | 北上市常盤台四丁目 181番地6 |
|   | 家屋番号  | 181番6            |
|   | 種 類   | 居宅               |
|   | 構 造   | 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建   |
|   | 床 面 積 | 68.73平方メートル      |

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	北上市常盤台四丁目6番73号
土地	物件3
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件3) <input type="checkbox"/> 公衆用道路( ) <input type="checkbox"/>
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者(亡A相続財産) <input type="checkbox"/> その他の者( ) 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件4
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる( <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者( ) 上記の者が本建物を 家財道具を残置したままの空き住居 として管理し占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 地方裁判所 支部 平成 年( ) 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	<input checked="" type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件3土地関係

- 1 本土地は、物件4建物の敷地として利用されている。
- 2 公図上、本土地の北東側が北上市所有の用悪水路（31番2）に接面している。現況、本土地の北東側が幅員約6.3メートルの舗装市道清水線に接面している。
- 3 本土地の北東端に、自動車2台が残置されている。
- 4 本土地には、地役権が設定されている。詳細は評価人が作成する評価書を参照のこと。

■物件4建物関係

- 1 B、Dの陳述及び建物内の状況から、所有者が家財道具を残置したままの空き住居として、本建物を管理し占有しているものと認められる。
- 2 室内で猫を飼育していた痕跡が残っている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 3 枚目 )

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B	私は、物件 3、4 所有者亡 A 相続財産代表者相続財産清算人です。 物件は空き住居です。
■ D	私は、元の物件 3、4 所有者亡 A の妻です。 令和 5 年くらいまで、亡 A の妹が住居として使用していましたが、 現在は誰も使用していません。 使用していたそのままの状態、家財道具等も残っています。 物件 3 の北東端に駐車してある自動車 2 台は、亡 A 名義のもので、 車検も切れ、誰も使用していません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 4 枚目 )

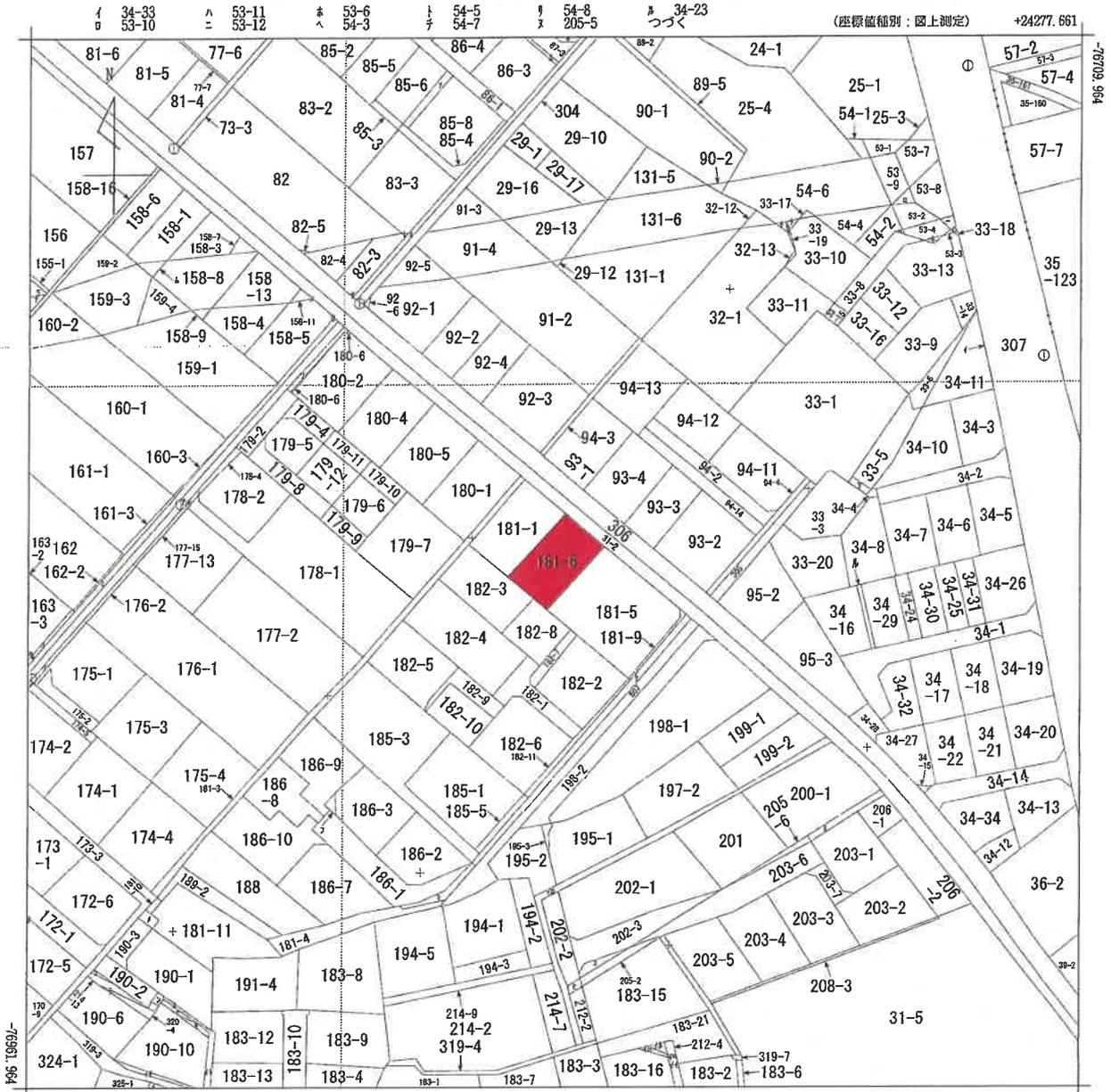
(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年12月17日(水)	執行官室	課税関連資料申請 (郵送)
令和7年12月17日(水)	執行官室	登記関係資料申請 (郵送)
令和7年12月17日(水)	執行官室	市道調査 (FAX)
令和8年1月9日(金)	物件所在地	占有者に期日通知 占有関係聴取
令和8年1月9日(金)	執行官室	Bへ期日通知 占有関係聴取 (電話)
令和8年1月16日(金) 14:40~15:08	物件所在地	B、D立会の上、物件に立入調査 評価人同行
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 威力の行使の可能性があった為、立会人を立ち会わせて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

( 5 枚目 )

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。  
 (注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し  
 堤ヶ丘1丁目  
 常盤台4丁目

請求部	所在	北上市常盤台四丁目		地番	181番6			
出力縮尺	1/1000	精度区分	座標系番号又は記号	X	分類	地図に準ずる図面	種類	地籍図
作成年月日	昭和33年10月			備付年月日(原図)		補記事項		

登記年月日：昭和53年6月7日

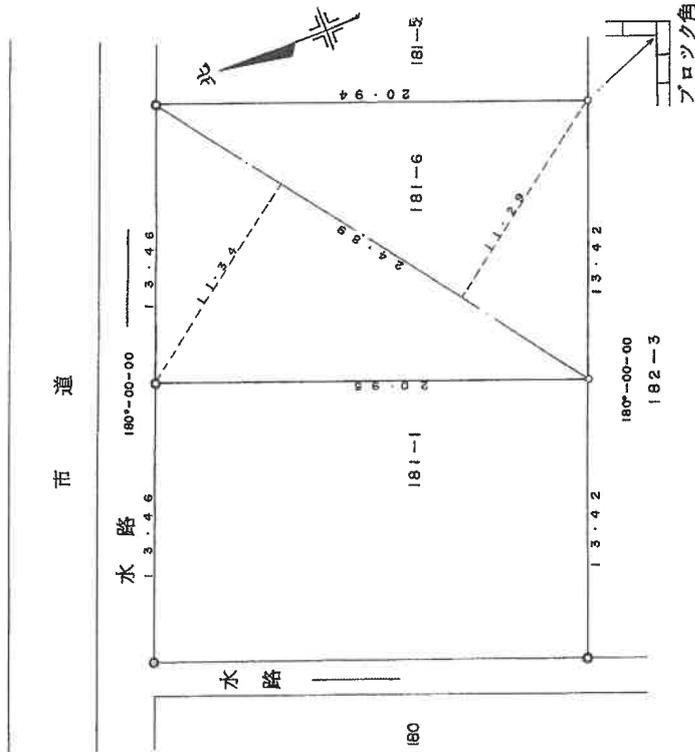
前 積次(81-1)  
後 181-1. 181-6  
新 181-1. 181-6

# 地積測量図

地番 (81-1)ノ番6

190906

常緑台四丁目  
土地の所在 北上市麻里町字麻沢第ノ8地割



$24.89 \times 11.29 = 281.0081$   
 $24.89 \times 11.34 = 282.2526$   
 $563.2607$   
 $\frac{1}{2} = 281.63035$   
 地積  $281.63m^2$

境界の種類  
。分筆界  
◎プラスチック境界

(原簿)

作製者

申請人

縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

昭和53年6月7日

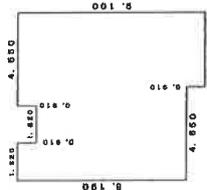
登記年月日：平成21年1月7日

# 各階平面図

# 建物凶面 各階平面図

家屋番号 181番6

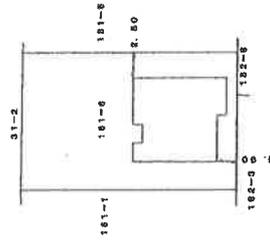
建物の所在 北上市常盤台四丁目181番地6



### 求積表

1.850	X	0.910	=	1.655200
4.550	X	0.910	=	4.140500
8.190	X	7.280	=	59.622000
3.640	X	0.910	=	3.312400
計				68.732000

床面積 68.73 m<sup>2</sup>



(自讀書12)

作成者

縮尺 1/250

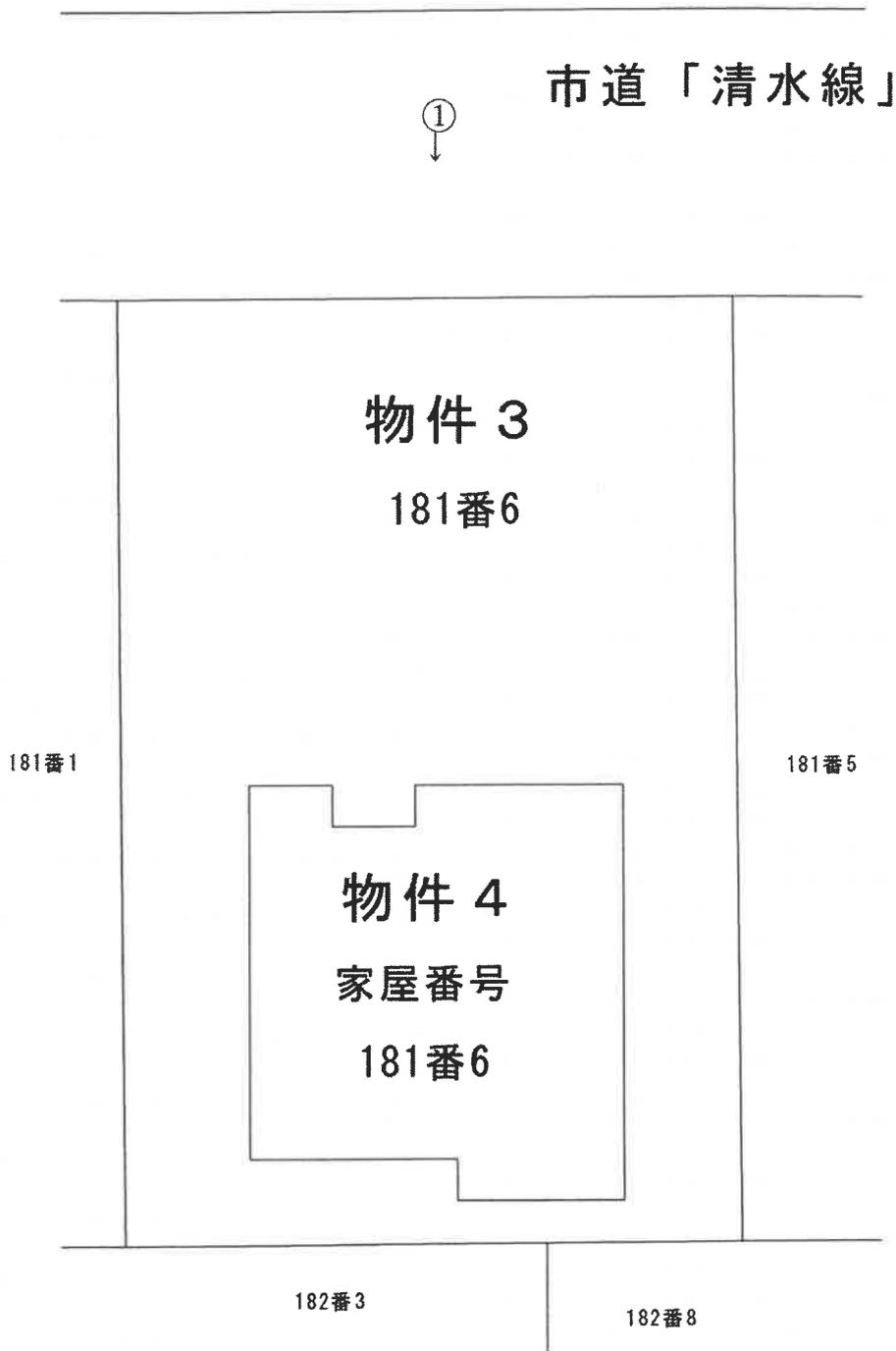
申請人

縮尺 1/500

A3判をA4判に縮小

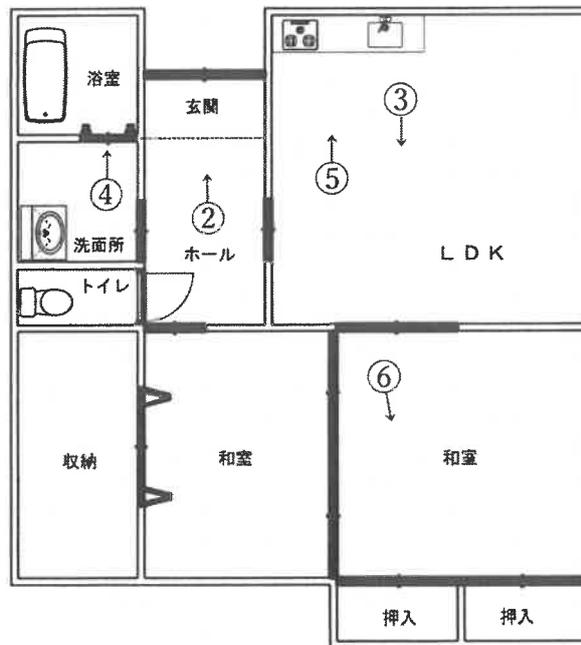
土地建物位置関係図  
物件 3、4

S ≒ 1 / 150



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。  
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。  
( 9 枚目)

# 物件 4 建物間取図



S = 1 / 1 0 0

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。  
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。  
( 1 0 枚目)

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



令和7年（又）第12号  
令和8年 1月16日 現地調査  
令和8年 2月 5日 評 価

盛岡地方裁判所花巻支部 御中

評 価 書  
(物件3・4)

評価人 不動産鑑定士

佐藤 真

## 第1 評価額

一 括 価 格	
物件3・4	金 5,920,000円
内 訳 価 格	
物件3（土地）	金 4,280,000円
物件4（建物）	金 1,640,000円

- 1 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
従って、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

番 号	所在等	登 記	現 況
3	所 在 地 番 地 目 地 積	北上市常盤台四丁目 181番6 宅地 281.63㎡	同 左
4	所 在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	北上市常盤台四丁目181番地6 181番6 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 68.73㎡	同 左
番 号	特 記 事 項		
3・4	特記すべき事項はない。		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件3）

位置・交通	<p>J R 東北本線「村崎野」駅の南西方約2.8km（道路距離）の位置。          その他の主要な施設等への道路距離は次のとおり。          J R 東北本線「北上」駅：約3.4km（道路距離）          北上市役所：約2.5km（道路距離）          バス停「堤ヶ丘」：約250m（道路距離）          ジョイス北上アピア店：約500m（道路距離）          （別添「位置図」参照）</p>	
付近の状況	<p>対象物件の周辺地域は、一般住宅、アパート等が混在する住宅地域である。          近年は、格別の地域要因の変動は認められないため、当面現状のまま推移するものと予測される。</p>	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	<p>都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制</p>	<p>非線引都市計画区域 第一種中高層住居専用地域 60% 200% — 北上市ハザードマップでは特段の指定はない。</p>
画地条件 （規模、形状等）	<p>東側間口約13.5m、奥行約21.0m、地積281.63㎡の長方形の画地である。          地勢は概ね平坦である。          現況地積は公簿地積とほぼ一致している。</p>	
接面道路の状況	<p>北東側で幅員約6.3m舗装市道「清水線」にほぼ等高に接面している。</p>	
土地の利用状況等	<p>物件4の建物の敷地として利用されており、土地所有者が物件4の建物を空き家として所有・管理し、占有している。</p>	
供給処理施設	<p>上水道　あり ガス配管　なし 下水道　あり</p>	

<p>特記事項</p>	<p>1 土壤汚染については、当該物件を含む周辺が住宅地域として推移してきたことを考慮すると、土壤に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。但し、土壤汚染の有無は指定機関等の専門家による調査を経なければ確定は出来ない。</p> <p>2 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。</p> <p>3 地役権が設定されている。詳細は以下のとおり。  原因：平成19年11月29日設定  目的：①土地所有者は次の行為をしないこと。  送電線の最下垂時における電線から3.6m以内の範囲に入る高さの建造物の築造、工作物の設置および竹木の植栽、送電線の設置・保守等に支障となる土地の形質変更等の行為、爆発性・引火性を有する危険物の製造・取扱いおよび貯蔵  ②地役権者が、電線の支持物を除く送電線を設置すること、その設置・保守等のため土地に立入ること、ならびに前記①に違反する竹木および工作物を直ちに伐採または撤去すること。</p> <p>範囲：南側部分142.85㎡  要役地：北上市さくら通り四丁目13番  地役権図面第331号</p>
-------------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件4）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記事項証明書記載） 平成20年12月10日新築 経過年数 17.1年 経済的残存耐用年数 12.9年
仕 様	構 造 : 木造 屋 根 : 亜鉛メッキ鋼板ぶき 外 壁 : サイディング 内 壁 : ビニールクロス等 天 井 : ビニールクロス等 床 : フローリング、畳等 設 備 : 電気、給排水設備等 (注) 建物の各種設備については動作確認まで出来ないため、 使用可能か否かについては不明である。 その他 : な い
床面積（現況）	公簿面積とほぼ一致している。
現況用途等	階 層 平家建 現況用途 居 宅 間取り 別紙「建物間取図」のとおり
品 等	居宅としては普通である。
保守管理の状態	令和5年頃から空き家状態が継続しており、建物内部に家財道具等 が残置されている。 関係人からの聴取では、建物内部で猫が飼育されていたとのこと であり、その痕跡が散見される。 以上のことから保守管理の状態は劣る。
建物の利用状況	建物所有者が空き家として管理し、占有している。
特記事項	対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調 査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否 定できない。 なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査 を要する。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 物件3 (土地)

更地価格を算出し、これに必要なに応じて建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 補正率 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ≒オ
3	33,000	0.808	281.63	1.00	7,510,000

ア 標準画地価格：地価公示価格からの規準を行って、下記のとおり査定した。

地価公示：北上-3

地価公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $32,700\text{円}/\text{m}^2 \times 102.0/100 \times 100/101 \times 100/100 \approx 33,000\text{円}/\text{m}^2$

○ 時点修正：地価公示価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

○ 標準化補正：+1% (方位)

∴  $1 + 0.01 = 101\%$

○ 地域格差：なし

イ 個別格差：画地条件 +1% (方位)、その他条件 -20% (地役権設定あり)

∴ 相乗積により  $(1+0.01) \times (1-0.2) = 80.8\%$

ウ 地積：公簿数量を採用。

エ 建付減価補正率：特に必要ないものと判断。

#### (2) 物件2 (建物)

当該建物の再調達原価を現在の建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行い、さらに持分を乗じて建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ≒エ
4	140,000	68.73	0.244	2,350,000

ウ 現価率

耐用年数に基づく方法 (定額法) と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

定額法：経済的全耐用年数30年、経過年数17.1年、経済的残存耐用年数12.9年、残価率10%で、48.7%と査定した。

$= \text{残価率}10\% + (1-0.1) \times \text{経済的残存耐用年数}12.9\text{年} \div \text{経済的全耐用年数}30\text{年}$   
 $= 48.7\%$

観察減価法：建物の保守管理の状態等を勘案して、観察減価法による減価率を-50%と査定した。

定額法 観察減価法  
 ∴ 現価率  $= 48.7\% \times (100\% - 50\%) \approx 24.4\%$

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷ウ
	3	7,510,000	0.05	使用借権

イ 土地利用権等割合：物件4の建物の土地利用権等を使用借権と判断し、その割合を5%と査定した。

### (2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2(1)ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
	3	7,510,000	-380,000		1.0	0.6
4	2,350,000	+380,000	1.0	1.0	0.6	1,640,000
一括価格(合計)						5,920,000

ウ 占有減価修正：特に必要ないものと判断。

エ 市場性修正：特に必要ないものと判断。

オ 競売市場修正：不動産競売市場の特殊性等を考慮して査定。

## 第6 参考価格資料

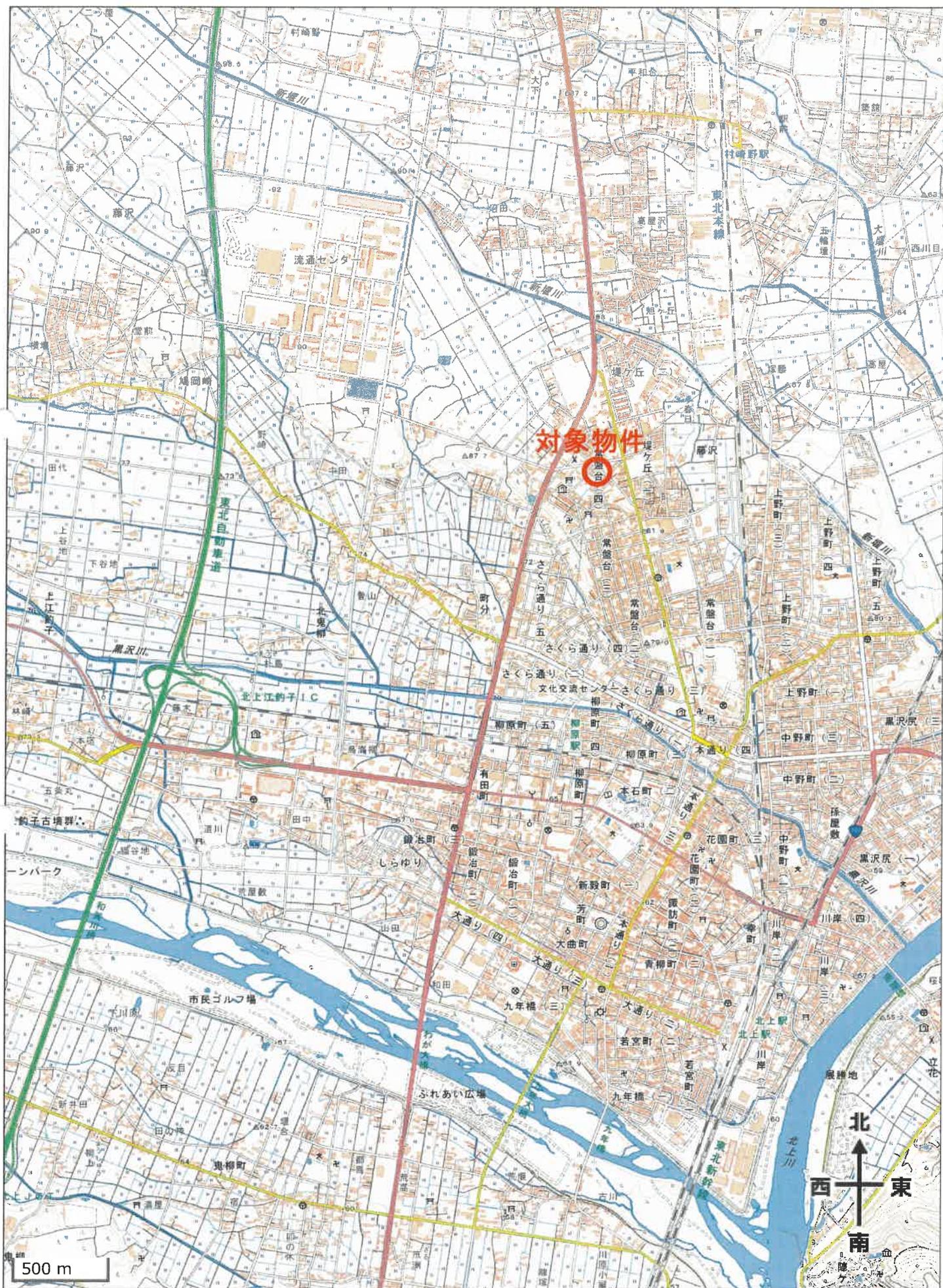
### ・地価公示標準地 北上－3

所 在	北上市常盤台4丁目180番1
住 居 表 示	常盤台4－6－71
価 格	32,700 円/㎡
位 置	J R 東北本線「村崎野」駅南西方約 2.8km
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	240 ㎡
供給処理施設	水道、下水道
接 面 街 路	北東側 6.3m 舗装市道
用途指定等	非線引都市計画区域・1中専（60・200）
地域の概要	一般住宅、アパート等が混在する住宅地域

## 第7 附属資料の表示

位置図①②  
公図写  
地積測量図写  
土地建物位置関係図  
建物図面・各階平面図写  
建物間取図

以 上



出典：地理院地図（電子国土WEB）を一部加工したものである。





A4版に縮小

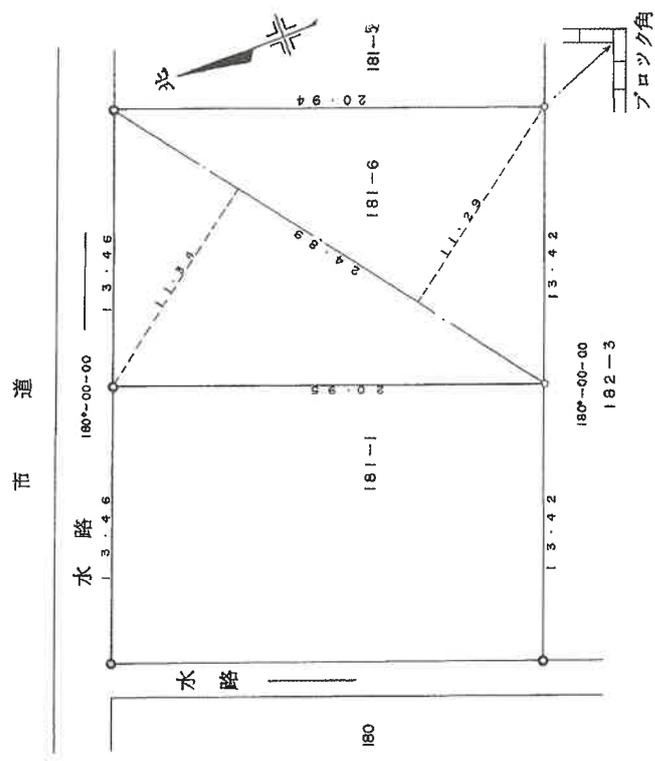
登記年月日：昭和53年6月7日

地積測量図

地番 181-1/8/番6  
土地の所在 常盤台西丁酒  
北上市飯塚町字藤沢第1-8地割

前 藤沢181-1  
新 181-1, 181-6

190906



$24.89 \times 11.29 = 281.0081$   
 $24.89 \times 11.34 = 282.2526$   
 $563.2607$   
 $\frac{1}{2} = 281.63035$   
 地積 281.63m<sup>2</sup>

(注記)  
境界の種類  
。分筆界  
◎プラスチック境界

作製者	申請人	昭和53年8月3日(作製)	縮尺 1/250
昭和53年6月7日			

(口本工地区画調整工事進捗管理用紙)

(日調連9)

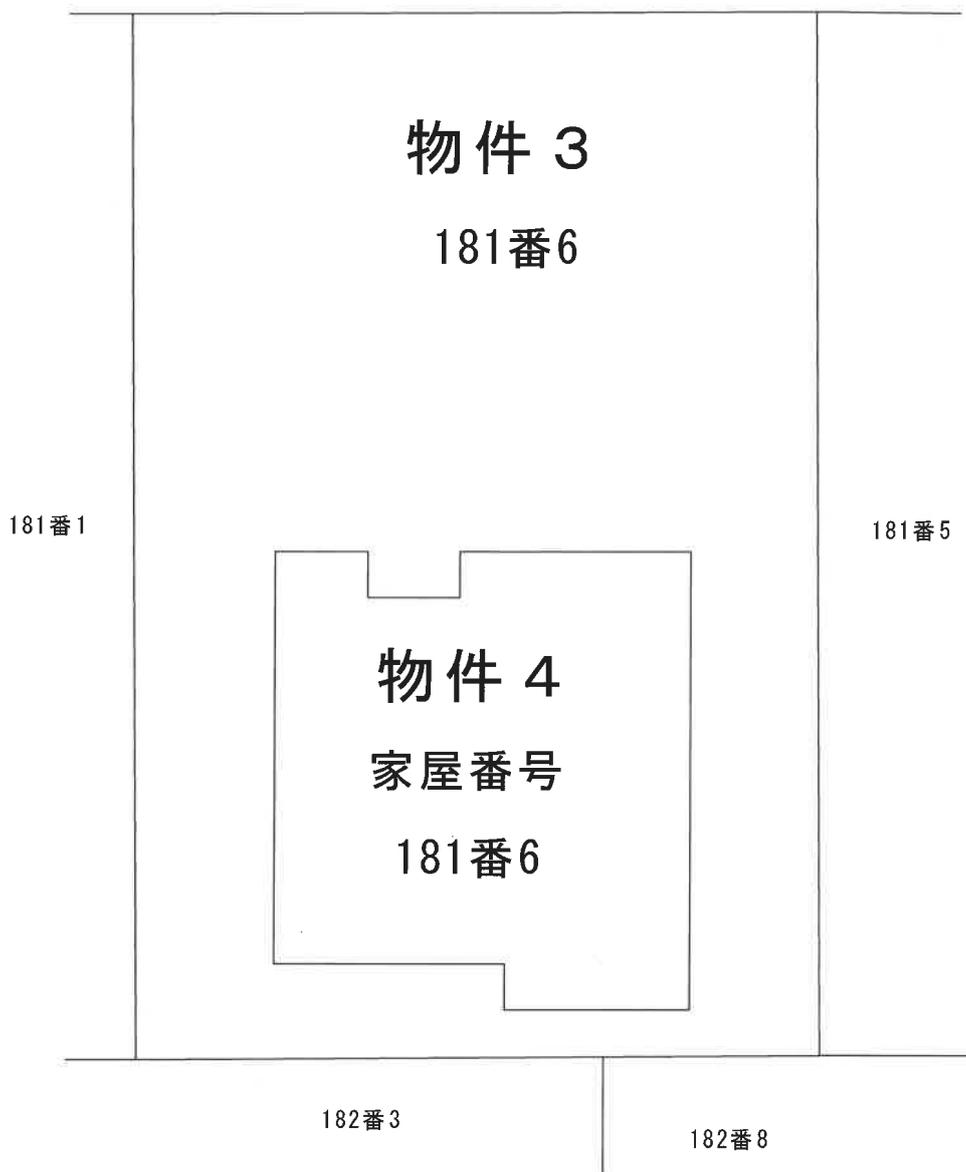
これは図面に記載されている内容を証明した書面である。  
 令和7年12月19日 飯塚地方事務所花巻支所 登記官

公用

請求番号：21-1

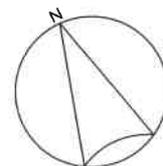
# 土地建物位置関係図

市道「清水線」



※) 土地の形状及び建物の位置は概略を記載したものであり正確なものではない。

S ≒ 1 / 150



登記年月日：平成21年1月7日

これは図面に記録されている内容を証明する図面である。

令和7年10月2日

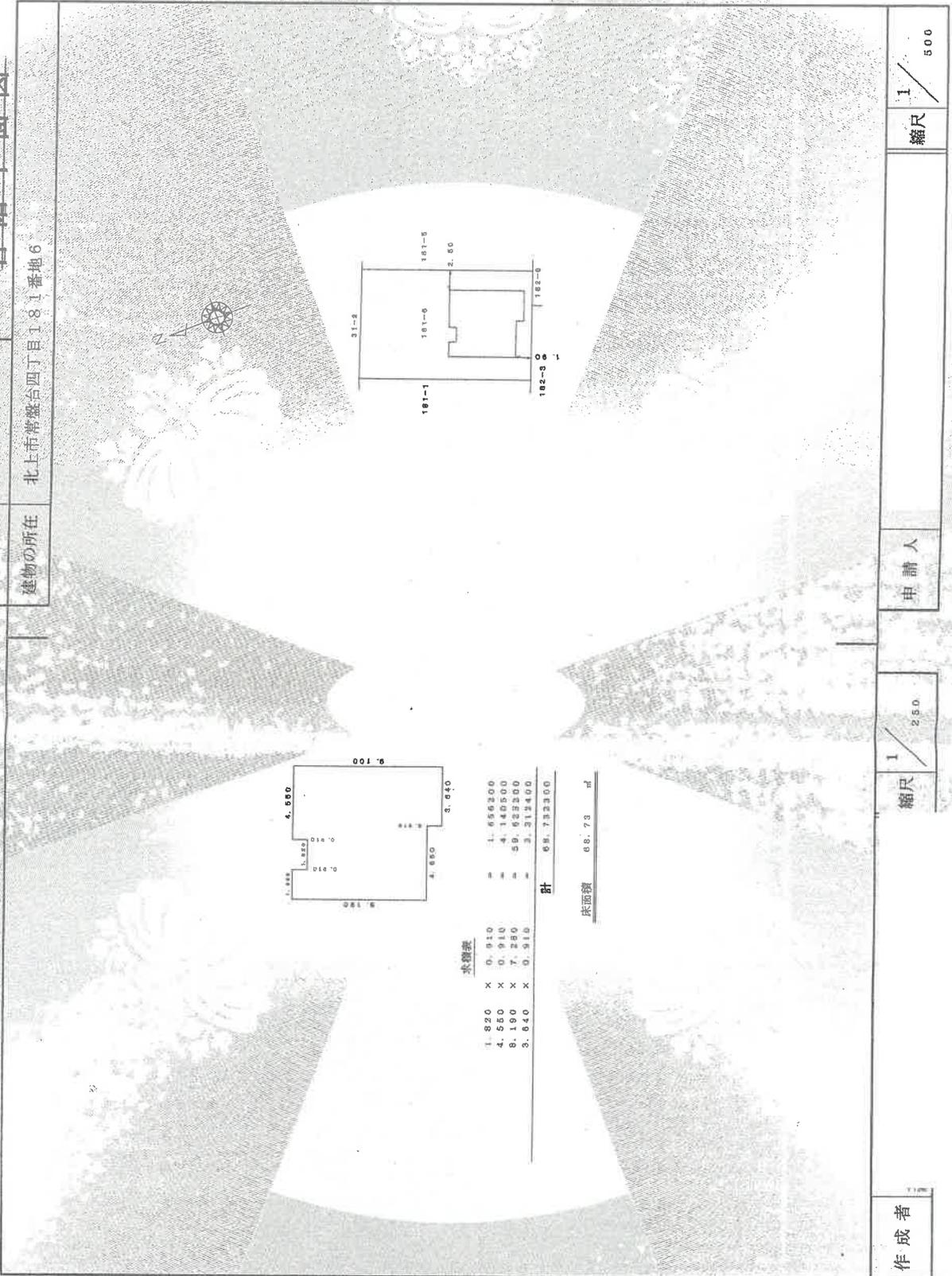
盛岡地方建設局花巻支局

登記官

# 建物図面 各階平面図

家屋番号 181番6

建物の所在 北上市常盤台四丁目181番地6



(日量発行)

作成者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

A4版に縮小

# 建物間取図（物件 4）



S = 1 / 1 0 0